

8. その他の支援

■避難行動要支援者の登録

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●町は、災害時において命を守る方策の一つとして、地域に自分の状況を発信し、可能な範囲で避難を手伝ってもらうために「避難行動要支援者台帳」への登録を勧奨しています。

▼対象 象……紫波町内に住所があり、次の①～⑤のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 75歳以上の方のみで世帯を構成されている方
- ② 要介護3以上の方
- ③ 身体障害者手帳をお持ちの方のうち、下に該当される方
(視覚障がい1～2級、聴覚障がい2級、肢体不自由1～2級)
- ④ 療育手帳A
- ⑤ その他町長が援護を必要と認める方

■成年後見制度（盛岡広域成年後見センター）

【問合先】盛岡家庭裁判所 ☎019-622-3165（盛岡市内丸9-1）

盛岡広域成年後見センター ☎019-626-6112（盛岡市大通1-1-6 岩手教育会館2F）

●成年後見制度は、知的障がい者、精神障がい者、認知症の高齢者など、判断能力が不十分な方々が財産管理（預貯金の管理、不動産の管理・処分）や身上監護（介護保険サービス・障害福祉サービス等の利用）に関する契約を行うとき、裁判所が選任した後見人等が法律に基づいて、その行為を代行します。

本人の判断能力の程度によって、後見、保佐、補助に区分されます。

▼対象者と援助の種類

	後 見	保 佐	補 助
対象	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力を欠く状況にある方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が著しく不十分な方	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方
職務	本人に代わって預貯金に関する取引、介護や治療に関する契約の締結、財産管理等	本人が行う重要な財産行為に同意することや、保佐人の同意を得ない財産行為を取り消すこと等	本人の意思を尊重しながら、適切な同意を与えることや、本人の行為を取り消すこと等

▼必要書類……申立書、本人の戸籍謄本、申立事情説明書、収入印紙、郵便切手、診断書、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）、鑑定費用、本人や後見人等候補者の住民票または戸籍の附票 など

▼手続方法……家庭裁判所に成年後見を開始したいことの申立てを行います。
申立てができる人は、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見人、検察官、市町村長等です。申立てから後見人等の決定までに3ヶ月くらいかかります。

▼そ の 他……制度利用についてのご相談は、盛岡広域成年後見センターまたは役場（長寿介護課 高齢者支援係、健康福祉課福祉係）までご相談ください。

■住民検診料金の免除

【問合先】 紫波町 健康福祉課 成人保健係 ☎672-2111

▼検診・検診名等

健康診査等の種類	対象者 (年齢基準日：令和6年3月31日)	内容	自己負担額 ※1
若年者健康診査	35～39歳 (職場などで健康診査を受けていない人)	血液検査 尿検査 血圧測定など	1,500円
肺がん・結核検診	40歳以上	胸部のレントゲン 撮影	500円
大腸がん検診	40歳以上	便潜血検査 (検査容器の提出)	500円
胃がん検診	40歳以上	胃のレントゲン 撮影	2,000円
子宮頸がん検診	20歳以上の奇数歳の女性	内診・細胞診	1,500円
乳がん検診(X線撮影)	40歳以上の奇数歳の女性	乳房のレントゲン 撮影	1,500円

下の①～⑤に該当する人は、上記表の自己負担額が無料になります。

確認書類をご準備の上、検診当日、受付で提示してください。確認書類の提示がない場合は無料となりません。また、検診受診後の払い戻しはできません。

▼受診料金免除の該当要件

対象となる人	確認書類
①70歳以上の人	健康保険証
②身体障害者手帳1～3級・療育手帳及び 精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳
③生活保護受給者	受付で申し出てください(書類不要)
④住民税非課税世帯の人 (世帯員全員が住民税非課税の人)	世帯全員用所得(非)課税証明書(最新のもの) 役場町民課、税務課で発行(手数料300円)
⑤国の「がん検診実施のための指針」に定める がん検診の対象初年度の人	健康保険証